

財団法人関西消費者協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人関西消費者協会（以下「協会」という。）寄附行為第27条の規定に基づき賛助会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 会員は、協会の事業目的に賛同し、協会を積極的に支援する法人又は個人とする。

(入会)

第3条 入会は、入会申込書により行うものとする。

(事業)

第4条 協会は、会員に対し次の事業を実施する。

- (1) 各種セミナーの案内
- (2) 各種セミナー欠席時のレジュメ等の送付
- (3) 「消費者情報」の送付
- (4) その他必要な事業

(会費)

第5条 会費は、法人が壱口5万円、個人は壱口1万円とする。

2. 会員は入会時に年度会費を納入するものとする。
3. 会員は毎事業年度の初めに年度会費を納入するものとする。
4. 協会は、会員が会費を納めたときには領収書を発行し、会員証に代えるものとする

(退会)

第6条 会員は、いつでも任意に退会することができる。この場合、既に納入された会費は返却しない。

(疑義等の決定)

第7条 本規程に定めのない事項またはこの規程に関して疑義が生じたときは、協会と会員は協議の上決定するものとする。

付 則

この規程は平成19年7月1日から施行する。

この規程は平成21年7月1日から施行する。